28　第二十六項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は期中レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2　前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一　［略］

二　第二種中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る第二種中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書　第二号様式

三　ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び第二種中間財務諸表等の中間監査に係る概要書　第三号様式

四　期中レビューに係る概要書　第四号様式

3　第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書　当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二　［略］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する概要書とする。

（意見の申出の手続）

第九条　法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

2　［略］

第二号様式

中間監査概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

28　第二十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2　［同上］

一　［同上］

二　中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書　第二号様式

三　ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び中間財務諸表等の中間監査に係る概要書　第三号様式

四　四半期レビューに係る概要書　第四号様式

3　［同上］

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書　当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二　［同上］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

（意見の申出の手続）

第九条　［同上］

［一～四　同上］

五　意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号の事項及び同項第二号の事項の別に記載すること。）

2　［同上］

第二号様式

中間監査概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称